

財田川事件に学ぶ

弁護士（元東京高裁判事） 木谷 明

再審法改正をめざす市民の会 第7回WEBセミナー

第1 はじめに

- 「財田川決定」(最決昭和51年10月12日判時828号23頁)
- 「白鳥決定」(最決昭和50年5月20日判時776号24頁)

ともに我が国の再審史上に燦然と輝く金字塔

白鳥事件はともかく財田川事件については、具体的な内容が余り知られていない。

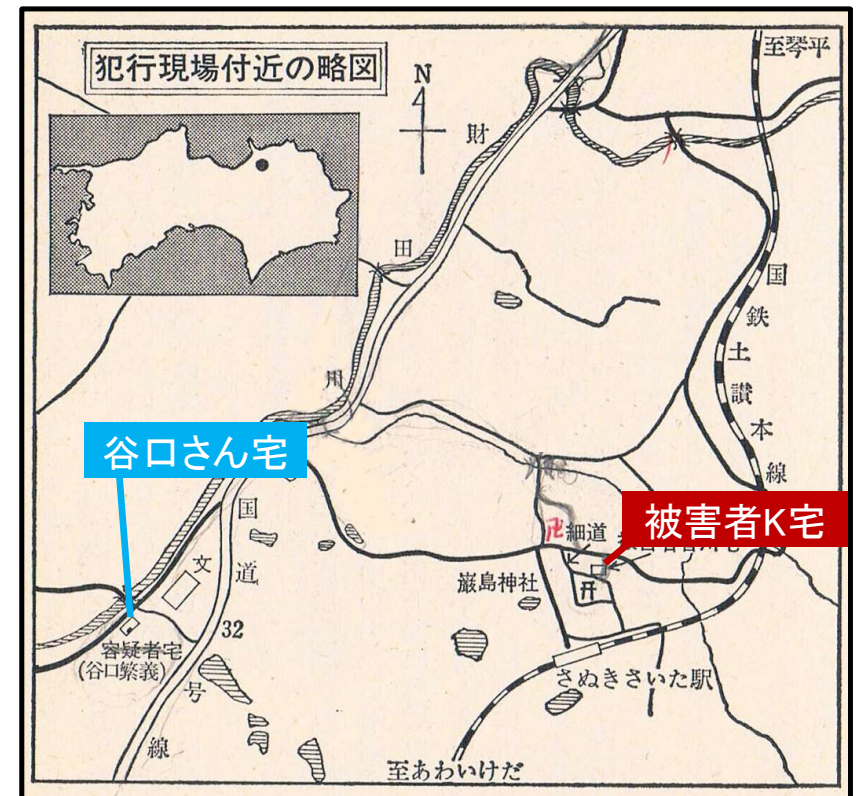
しかし、この事件には、**再審事件の鍵**となる多くの教訓が詰め込まれている。

第2 白鳥事件と財田川事件の比較

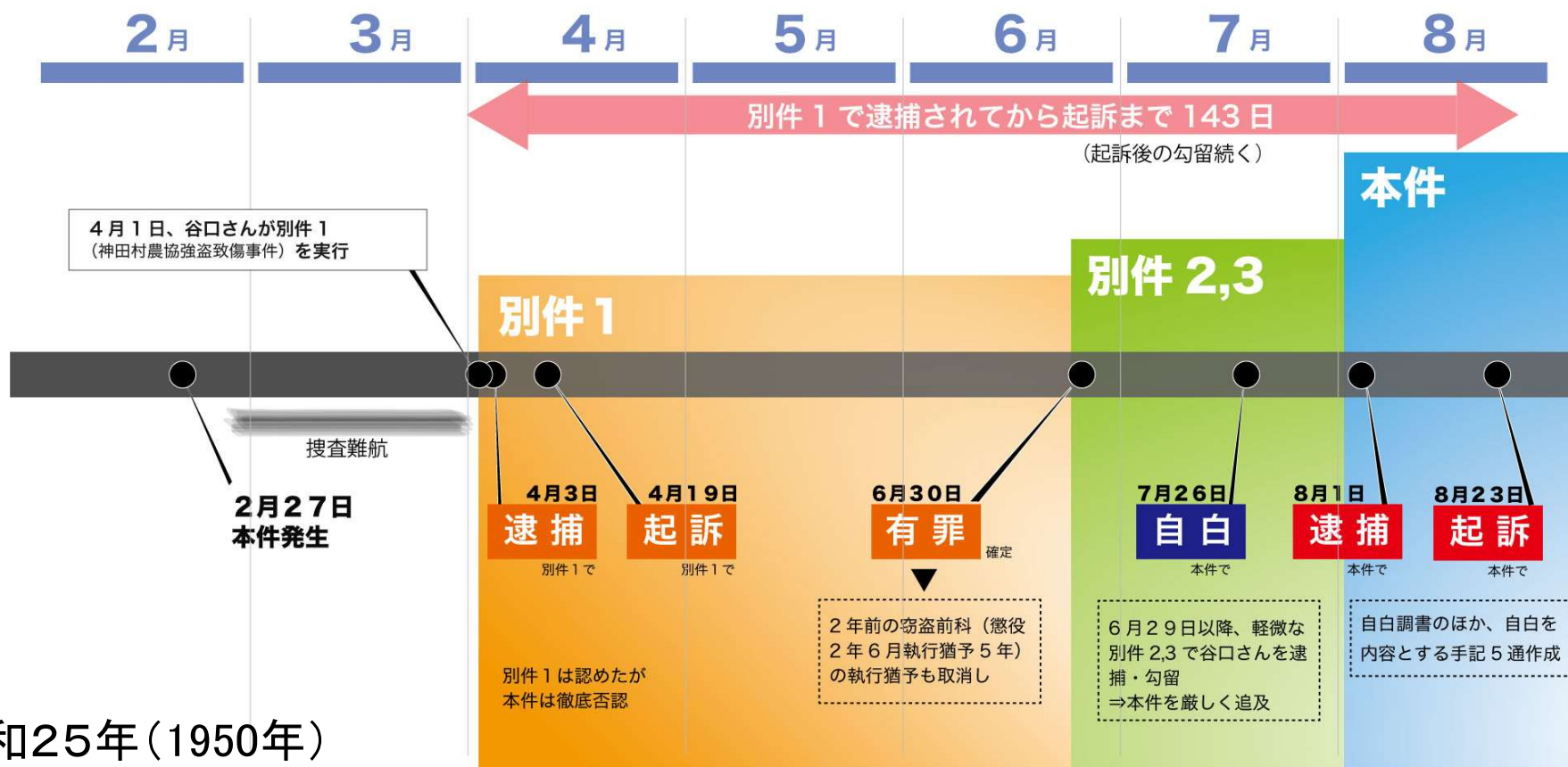
- 有名事件(白鳥)と無名事件(財田川)
- 決定的と思われる新証拠(白鳥)とパンチ力の乏しい新証拠(財田川)
- 発生時期は財田川事件(昭和25年2月)が白鳥事件(同27年1月)より早いですが、最高裁決定は白鳥事件が先
- 最高裁で同じ小法廷に係属しその小法廷に岸・団藤という再審に熱心な裁判官がいた偶然・幸運
- 結論は、再審請求棄却(白鳥)と再審開始(財田川)
- なぜこういうことになったか。

第3 財田川事件「事案の概要」

- 昭和25年2月27日、事件発生
- 被害者は、香川県財田村の農業兼ヤミ米ブローカーを営むK氏
- K氏宅に侵入した犯人が、就寝中のK氏を刺身包丁で三十数か所滅多切り、滅多刺しにして殺害
- 別居中の妻の供述（「胴巻きの中に1、2万円を持っていたと思う」）により強盗殺人事件として捜査開始
- 1月後、別件の強盗致傷罪などを犯した谷口さんを逮捕して長期間、執拗に追及
- 遂に「K氏を刺身包丁で刺した上、胴巻きから約1万3300円を強取した」旨の自白を得て、谷口さんを強盗殺人罪で起訴



第4 捜査の経緯等



昭和25年(1950年)

第5 有罪判決確定までの経緯

(1) 谷口さんは、公判で事実を徹底的に否認

- 問題点①・・・自白された凶器(「刺身包丁」)の未発見
- 問題点②・・・犯人の靴が特定できない
- 問題点③・・・その他、検察官提出の証拠につき重大な疑問多数(後に詳しく紹介)

(2) 昭和27年1月25日、高松地裁丸亀支部「死刑判決」(何らの証拠説明なし)

(3) 高松高裁「控訴棄却」(昭和31年6月8日)、最高裁「上告棄却」(昭和32年1月22日)

⇒谷口さんの死刑確定

第6 財田川決定までの経緯

(1) 再審事件としての立件と職権審理

- ① 谷口さん、獄中から第1次再審請求 ⇒ 簡単に棄却
- ② 谷口さん、その後も無実を訴える手紙を裁判長あてに出す
- ③ しかし、正規の再審請求書として扱われず、5年間も高松地裁丸亀支部長(裁判長)室の書類棚に眠る
- ④ 矢野伊吉裁判長着任、昭和44年3月(死刑確定から12年後)、本人に書面照会の上「正式な再審請求」として立件
- ⑤ 矢野裁判長、法務省から記録を取り寄せて検討 ⇒ 職権審理開始

第6 財田川決定までの経緯

(2) 幻に終わった矢野決定

- ① 矢野裁判長、陪席裁判官とともに大阪拘置所に出張
⇒谷口さん本人から事情を聴取、その後、証人14人尋問
- ② 手記偽造の心証を得て再審開始の意思を固め、起案開始
⇒依願退官届提出
- ③ 決定告知段階で、両陪席決定告知に反対「さらに事実調べ必要」
⇒決定告知不能に！
- ④ 矢野裁判長退官⇒弁護士として活動開始

第6 財田川決定までの経緯

(3) 越智決定の内容とその意義

- ① 越智伝裁判長着任⇒審理「手記5通につき、職権で筆跡鑑定」⇒「谷口さんの筆跡と認めるには疑問」
- ② 他にも種々の疑問提起
 - ア 血痕足跡と谷口さんの靴と寸法不合致、靴は公判廷不提出
 - イ 自白した凶器(包丁)不発見
 - ウ 「二度突き」は、捜査官が知っていたのではないか⇒「財田川よ。心あそばせてほしいと頼みたいような衝動さえ覚える」
⇒結論「再審請求棄却」（高松地裁丸亀支決昭和47年9月30日）。
- ③ 昭和49年12月5日、高松高裁「抗告棄却」決定・・・一審決定の提起した疑問を無視
- ④ 昭和51年10月12日、最高裁第一小法廷衝撃的な財田川決定「1・2審決定取消。第一審への差戻」

第7 財田川決定の内容

1 概要

- 特別抗告理由を適法な抗告理由不該当⇒職権を発動して1・2審決定の当否を実質的に審査
- 自白の内容にいくつかの重大な疑問点を指摘
- 新証拠(筆跡鑑定)を「既存の全証拠と総合評価」とすると確定判決の証拠判断に影響を及ぼすことが明らか
- 一審が提起した数々の疑問に取り合わずその決定を維持した原決定は「審理不尽で違法」⇒1・2審決定を取り消さなければ著しく正義に反する
- 他方、矢野弁護士 of 弁護活動を痛烈に批判

第7 財田川決定の内容

2 財田川決定が指摘した事実上の問題点

問題点	指摘
①「胴巻血痕」	現金を奪った筈の胴巻きの血痕はごく微量
②「黒皮短靴」	「犯行当時履いていた」筈の「黒皮短靴」の公判廷不提出
③「血痕足跡」	「室内を歩き回った」筈なのに血液を踏んだ痕跡なし
④「国防色ズボン」	O型血痕付着の筈の「国防色ズボン」の公判廷提出の有無不明
⑤「二度突き」	「自白前に捜査官が知っていた疑い」あり
⑥「8000円投棄」	「奪った8000円を警察車両で移動中車外に投棄」が可能か疑わしい(両手錠、警察官7～8名同乗)

第7 財田川決定の内容

3 財田川決定の法的判示事項

(1) 明白性の意義

「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」

(2) 明白性の判断方法

「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべき」

(3) 「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則(利益原則)の再審段階への適用

(4) 利益原則適用の方法

「確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を必要とせず、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであること」で必要十分

第8 再審無罪判決に至る経緯 (詳細省略)

年月	判断	検察上訴
昭和54年6月6日 (1979年)	高松地裁「再審開始決定」	
昭和56年3月14日 (1981年)	高松高裁「即時抗告棄却」	検察官「特別抗告断念」 ⇒再審開始決定確定
昭和59年3月12日 (1984年)	高松地裁「無罪判決」	検察官「控訴断念」 ⇒無罪判決確定 (逮捕時19歳⇒無罪確定時53歳)

第9 再審無罪判決の概略

(2) 自白の信用性否定

問題	判断
①「二度突き」	「秘密の暴露」に当たらない
②「胴巻き血痕」	血痕の付着がないのは、いかにも不自然
③「血痕足跡」	「この点は必ずしも決定的ではない」
④「国防色上衣」(洗濯との関係)	「洗濯によって血痕反応が失われると確認することができない」
⑤「国防色ズボン」	「ズボンは中古品で兄弟3人が共用していた」
⑥「黒皮短靴」	「黒皮短靴が公判廷に提出されなかった」
⑦「凶器未発見」	「包丁が流失・埋没したかそもそも投棄されなかったか断定できない」
⑧「奪取金の使途及び投棄」	「残金8000円を護送車から外に捨てた」は真実性を保証できない

第10 捜査機関による主な違法行為

(1) 別件逮捕・勾留

- 犯行の1月後に別件1 (神田村農協強盗致傷事件) で逮捕・勾留
- 別件1起訴
- 別件1有罪判決
- 軽微な別件2、3で逮捕・勾留⇒本件追及⇒自白
- 本件で逮捕・勾留
- 詳細な自白調書を作成の上、起訴 (起訴までの身柄拘束期間143日)

第10 捜査機関による主な違法行為

(2) 拷問

- 食欲旺盛な19歳の谷口さんに対し、食事量を減らして「兵糧攻め」
⇒両手錠の上、谷口さんの膝を護送用のロープでぐるぐる巻きにして正座させる
⇒長期間・長時間にわたる取り調べ

第10 捜査機関による主な違法行為

(3) 国防色ズボン問題と古畑第一鑑定

- 唯一の物証(国防色ズボン)は、3兄弟共用
 - ⇒血液付着は有罪証拠にならない
 - ⇒しかも血痕付着ありとする古畑第一鑑定は「微量のため十分な検査ができなかった」としながら結論として、「被害者と同じO型である」とする
 - ⇒大学院生にやらせて古畑が署名しただけと判明
 - ⇒別件1当時履いていたズボンとすり替えられた

第10 捜査機関による主な違法行為

(4)「凶器の未発見」及び「黒皮短靴紛失」問題

- 「財田川に捨てた」と自白された凶器は未発見
- 「血の海」となった室内を歩いた筈の短靴に血液反応なし
 - ⇒公判不提出
 - ⇒その後所在不明
 - ⇒「庁舎移転の際、他の物件とまじって処分されたか、あるいは、死刑確定の時点で廃棄処分したのではないか」との上申書

第10 捜査機関による主な違法行為

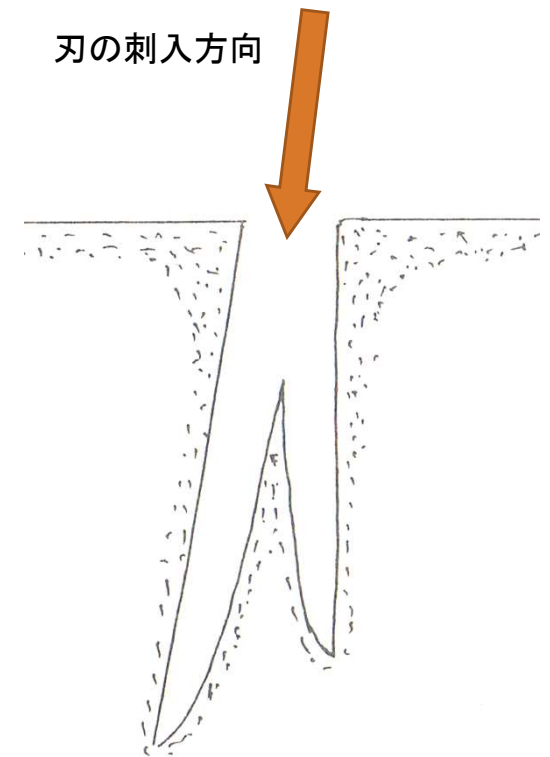
(5) 自白調書及び手記の「偽造」問題

- 少なくとも手記は、第二次再審請求審が命じた筆跡鑑定(高村鑑定)で、「申立人の筆跡と認めることは困難である」とされている

第10 捜査機関による主な違法行為

(6)「秘密の暴露(二度突き)の偽装」問題

- 「秘密の暴露」とは何か。それは、なぜ自白の信用性を強く保障するのか
- 本件において、「二度突き」の自白は、秘密の暴露を偽装されたもの
- 他の冤罪事件における「秘密の暴露の偽装」
⇒ 幸浦事件



二度突きの傷

第10 捜査機関による主な違法行為

(7)「公判未提出記録の一括廃棄」問題

- 公判未提出記録が「紛失している事実」が発覚した経緯
- 同種事例はあるか⇒平野母子殺害事件
(最判平成22年4月25日刑集64巻3号233頁、大阪高判平成29年3月2日)

第11 自白内容が特に不合理な点

(1)「警察への連行途中の車内から、強奪した金員8000円(100円札80枚)を両手錠された手で投棄した」とされている点

- 果たして物理的に可能か
- しかも、車内には数名の警察官が同乗中
- 捜査の結果、後刻1枚も発見されない
- 最高裁調査官として調査・報告を担当した鹿児島夫婦殺し事件(最判昭和57年1月28日判時1029号27頁)での経験

第11 自白内容が特に不合理な点

(2)「着衣の洗濯」問題

- 着衣に血痕反応が得られない点を「帰途、川の水で洗濯」などで合理化
- 船尾鑑定
- しかしそれ以前に、「そんなことをすれば凍死してしまう」



凶器や衣服を洗ったとされる帰来橋

第12 裁判所の対応の問題点

1 確定審裁判所について

- これだけ多くの疑問があるのに、平然と死刑判決
- しかも、一審判決には、理由の説明もない(「証拠の標目」のみ)
- 控訴審・上告審もこの一審判決を簡単に是認(最高裁の審理期間は僅か7か月余り)

第12 裁判所の対応の問題点

2 再審段階の裁判所について

- 第一次再審請求を審理した裁判長は、谷口さんの再審請求を簡単に棄却（即時抗告審、特別抗告審もこれを是認）
- その後の谷口さんの手紙を黙殺（放置）
- 矢野裁判長は正規の再審請求として立件の上、精力的に職権審理⇒しかし、両陪席との意思疎通を欠く⇒肝心な段階で「決定」できず
- 越智裁判長は疑問を提起したが、決断力を欠き「棄却決定」
- 即時抗告審は、越智決定が掘り起こした問題をすべて無視

第12 裁判所の対応の問題点

3 無罪判決の問題点

- 捜査機関の違法行為(違法な別件逮捕・勾留、拷問など)をすべて否定
- 「血痕足跡問題」を軽視
- 「黒皮短靴問題」も重視していない
- 「着衣の洗濯問題」⇒「洗濯」はそもそもあり得ない
- 全体として、甚だ不徹底な無罪判決

第13 白鳥決定との比較

(1) 有名事件と無名事件

- 「日本共産党札幌委員会委員長を首謀者」とする組織的犯罪
- 片田舎における単純な強盗殺人事件(組織的背景なし)

第13 白鳥決定との比較

(2) 新証拠の証拠価値の大小

- 唯一の物的証拠(試射弾丸)が警察によるねつ造であることを疑わせる科学鑑定
- 自白を内容とする手記の「偽造」を疑わせる筆跡鑑定

第13 白鳥決定との比較

(3) 結論の差異

- 「棄却」(白鳥事件)と「取消し・差戻し」(財田川事件)
- 結論を分けた理由は何か・・・「旧証拠の強弱」だけで説明できるか

第14 身柄問題(袴田決定との対比)

- 再審無罪判決で初めて釈放(財田川事件)
- 再審開始決定段階で「死刑と拘置の停止」による釈放(袴田事件村山決定)

第15 矢野裁判長の訴訟指揮及び退官後の行動

財田川決定の指摘

⇒退官後、自分が在職中に担当した事件の弁護人として、自分が期待する判決を得ようとして「世論をあおるような行為に出」ることは職業倫理として慎むべきであり、・・・「確実な根拠なくしていたずらに裁判に対する誤解と不審の念を抱かせる虞」がある。



矢野弁護士
元裁判官

第16 財田川事件の教訓

1. 捜査機関は、捜査が難航すると怖い違法行為に出る可能性がある
2. 被告人がそれを指摘しても、裁判所は容易にこれを認めない
3. 捜査官は法廷で平然と偽証する
4. 裁判所は、宣誓した捜査官の証言を真実と認め、「被告人が虚偽の弁解をしている」と認める
5. かくして発生する冤罪を救済するのは容易でない
6. 財田川決定によって一時再審が容易になったが、その後の揺り戻しで、「元の木阿弥状態」に近い

第17 余論

- 幻の矢野決定と越智決定の双方に関与した吉田昭裁判官
⇒甲山事件第 二次第一審無罪判決(神戸地判平成10年3月24日判時1643号3頁)
- 甲山事件第二次控訴審判決(検察官控訴棄却)の裁判長は、免田事件再審無罪判決の裁判長(河上元康裁判長)
⇒山田悦子さんは、「世にも稀な幸運な冤罪犠牲者」
- 拙著新刊『違法捜査と冤罪 捜査官!その行為は違法です』参照



日本評論社 刊
2021年10月